

令和8年3月

競争入札等の参加者 様

龍ヶ崎市財政課長

建設工事及び建設コンサルタント業務における契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化について

令和8年4月1日より、建設工事及び建設コンサルタント業務に関して、契約保証及び前払金保証の電子保証による保証を下記のとおり認めることとしましたので、下記事項に留意のうえご対応くださるようお願いいたします。

記

1 対象案件について

令和8年4月1日以降に締結する建設工事及び建設コンサルタント業務にかかる契約に適用します。

2 適用開始日について

令和8年4月1日以降、電磁的記録により発行された保証証書等の提出を可能とします。

3 対応する電子保証の方法について

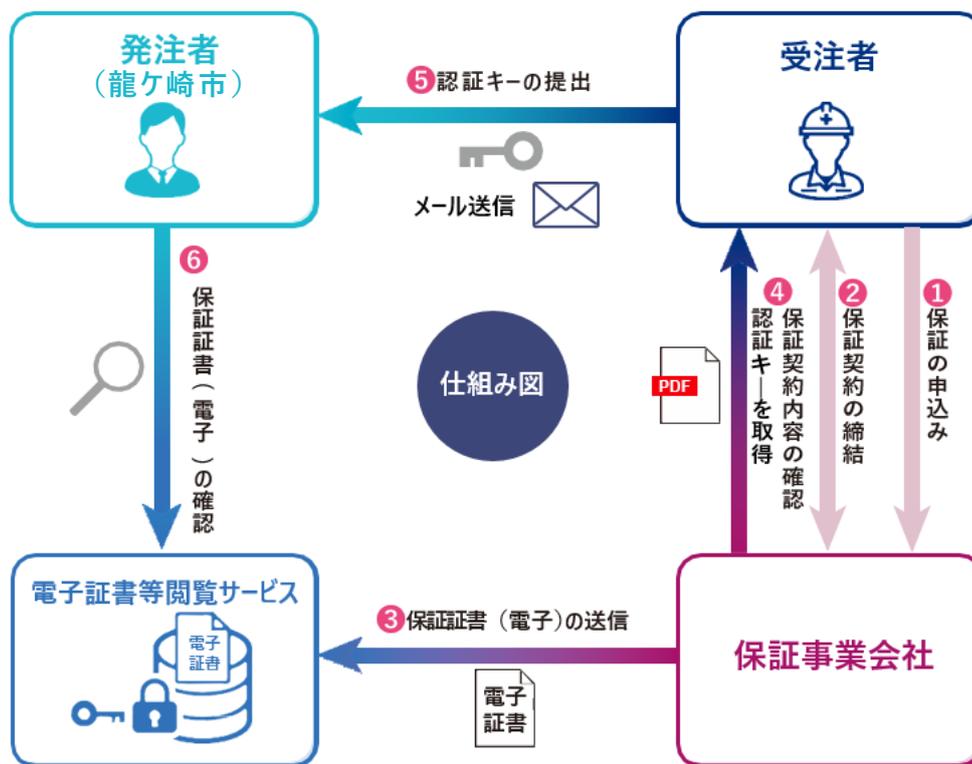
受注者が保証事業会社との間で、保証契約を締結したものであって、電子証書閲覧サービス上にアップロードされた保証証書を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を発注者に提供し、発注者が当該契約情報及び認証情報を用いて当該保証証書を閲覧する方法によるものに限ります。

4 手続き方法について

別紙のとおりとします。

5 その他

- (1) 従来どおり、紙による保証証書の提出も可能です。
- (2) 紙媒体により発行された保証証書をスキャナ等によりデータ化したものや PDF 形式などで発行された保証証書を電子メール等により提出する方法は対象外です。



—問合せ先—

龍ヶ崎市総務部財政課

契約指導検査グループ

0297-60-1551 (直通)

別紙

電子保証を行う場合の契約手続きについて

建設工事及び建設コンサルタント業務における契約保証及び前払金保証（中間前払金保証を含む）について、令和8年4月1日以降の契約から、電子化された保証証書の提出を可能といたしましたので、周知いたします。（従来どおり、紙媒体での保証証書でも提出可能です。）

1 保証契約について

保証事業者との間で、電子保証により保証契約を締結してください。

なお、電子保証による保証契約の締結方法は、各保証事業者にお問い合わせください。

2 認証キーの提出について

電子保証を締結した保証事業者から通知された認証キー（PDF形式）を、発注者宛に電子メールで送信してください。

認証キーの送信は、受注者が契約書等を提出する前に行うものとし、発注者は、通知された認証キーを使って保証契約の内容を確認します。

3 認証キーの送信先について

認証キーは、次のメールアドレス宛に送信してください。

送信先：keiyaku@city.ryugasaki.lg.jp